

平成26年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会 会議録

会議名	平成26年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会
開催日時	平成26年7月17日(木) 16:00から
開催場所	羽幌町役場 4階 第1会議室
出席した委員	宮川英民、西村教子、米山一夫、福井俊之、小川原陽子、堀川理智子 太田睦子
欠席した委員	石下吉秋、加藤隆一
事務局	熊木福祉課長、福祉課国保医療年金担当 藤井、藤田
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
議題	報告第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正について 報告第2号 平成25年度国民健康保険事業経理状況について その他 医療制度改革について
会議の概要	<p>国民健康保険税賦課限度額の改正について報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・質問 管内の状況はどうか・回答 羽幌町を除く全ての保険者は平成26年度から賦課限度額の改正の適用を予定している。 <p>平成25年度国民健康保険事業経理状況について報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・質問 国民健康保険税の収納率はどうなっているか・回答 平成25年度の収納率は92.38%(現・滞)であり、前年度と比べて1.06%の増である。・質問 保険資格について、何か月も遡及して資格取得するケースがあるが、保険資格の取得届出日からとできないか・回答 前保険の資格喪失から現保険の資格取得の間で無保険期間が発生することになるので、届出日からの資格取得は認められない。 <p>医療制度改革について報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・質疑なし

平成26年第1回
羽幌町国民健康保険運営協議会
議 案

日 時 : 平成26年7月17日(木) 午後4時00分から

場 所 : 羽幌町役場 第1会議室 (4階)

議 事 日 程

1. 開 会

2. 町 長 あ い さ つ

3. 報 告

報告第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正について

報告第2号 平成25年度国民健康保険経理状況について

4. そ の 他

医療制度改革について

5. 閉 会

羽幌町国民健康保険運営協議会説明会資料

平成26年7月17日（木曜日）

- 1 国民健康保険税賦課限度額の改正について
- 2 国民健康保険事業経理状況について

羽 幌 町 福 祉 課

1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられております。

賦課限度額の引上げは、医療費の増嵩に伴う国保税総額の増加が避けられない中、より所得の高い世帯に新たな負担を求めることで、負担感が重いといわれる中間所得層の負担軽減を図ることを目的として、厚生労働省で毎年度試算を行い見直しが行われており、昨年12月に閣議決定された平成26年度税制改正大綱を踏まえ、平成26年4月1日より国保税の賦課限度額が後期高齢者支援金賦課額を2万円引き上げ16万円、介護納付金賦課額を2万円引き上げ14万円と設定されました。

●地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担が増大しないよう、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行ってきており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっております。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合 計
平成 21 年度改正（平成 22 年度賦課分）	4 7 万円	1 2 万円	1 0 万円	6 9 万円
平成 22 年度改正（平成 23 年度賦課分）	5 0 万円	1 3 万円	1 0 万円	7 3 万円
平成 23 年度改正（平成 24 年度賦課分）	5 1 万円	1 4 万円	1 2 万円	7 7 万円

上記のとおり、羽幌町の制度改正による賦課限度額の引き上げについては、条例改正後に遡及適用させていないことから、翌年度賦課分から地方税法上の賦課限度額を適用しており、低中所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る税財源を確保するため、本町の国民健康保険税の賦課限度額を次のとおり改正を行う予定であります。

●賦課限度額の改正（案）

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合 計
平成 26 年度改正（平成 27 年度賦課分）	5 1 万円	16 万円	14 万円	81 万円

2 国民健康保険事業経理状況について

(単位:円)

収 入					支 出					
科 目		H25 見 込	平成24年度	増 減 額	科 目		H25 見 込	平成24年度	増 減 額	
保 險 税	一 般 被 保 険 者 分	医療給付費分	147,004,532	152,398,485	△ 5,393,953	総 務 費	療養給付費	34,979,960	40,034,391	△ 5,054,431
		後期高齢者支援金分	46,233,821	47,159,680	△ 925,859		療養費	682,660,687	661,126,924	21,533,763
		介護納付金分	21,653,312	22,480,830	△ 827,518		小 計	3,321,028	2,980,012	341,016
	計	214,891,665	222,038,995	△ 7,147,330	高額療養費		685,981,715	664,106,936	21,874,779	
	険 退 者 職 等 被 保 険 者 分	医療給付費分	6,760,171	8,405,333	△ 1,645,162		高額介護合算療養費	87,473,433	81,221,734	6,251,699
		後期高齢者支援金分	2,185,791	2,706,266	△ 520,475		出産育児諸費	0	0	0
		介護納付金分	2,257,652	2,759,646	△ 501,994		葬祭諸費	3,780,000	3,360,000	420,000
	計	11,203,614	13,871,245	△ 2,667,631	計		110,000	240,000	△ 130,000	
	計	226,095,279	235,910,240	△ 9,814,961	険 退 者 職 等 被 保 険 者 分		療養給付費療養費	777,345,148	748,928,670	28,416,478
	国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	193,318,738	202,011,847	△ 8,693,109		高額療養費	30,793,938	37,725,191	△ 6,931,253
高額医療費共同事業負担金		6,551,127	6,096,159	454,968	高額介護合算療養費	6,014,404	6,267,132	△ 252,728		
特定健康診査等負担金		966,000	963,000	3,000	計	0	0	0		
普通調整交付金		49,797,000	40,784,000	9,013,000	審 査 支 払 手 数 料	36,808,342	43,992,323	△ 7,183,981		
特別調整交付金		3,105,000	5,179,000	△ 2,074,000	計	1,688,686	1,502,751	185,935		
計		253,737,865	255,034,006	△ 1,296,141	後期高 齢者支 援金等	815,842,176	794,423,744	21,418,432		
療 養 給 付 費 交 付 金		47,970,109	48,673,000	△ 702,891	前期高 齢者納 付金等	121,763,590	118,342,179	3,421,411		
前期 高 齢 者 交 付 金		304,019,349	307,064,408	△ 3,045,059	老人 保健 拠出金	10,088	9,072	1,016		
道 支 出 金		高額医療費共同事業負担金	6,551,127	6,096,159	454,968	介 護 納 付 金	121,773,678	118,351,251	3,422,427	
		特定健康診査等負担金	966,000	963,000	3,000	共同 事業 拠出金	111,215	112,313	△ 1,098	
	第一号道調整交付金	37,079,000	36,598,000	481,000	保 健 事 業 費	10,088	8,827	1,261		
	第二号道調整交付金	19,487,000	17,935,000	1,552,000	計	121,303	121,140	163		
	計	64,083,127	61,592,159	2,490,968	医療費拠出金	0	16,711	△ 16,711		
連 合 会 支 出 金	0	0	0	事務費拠出金	5,671	6,427	△ 756			
共 同 事 業 交 付 金	高額医療費共同事業交付金	34,202,630	21,053,863	13,148,767	計	5,671	23,138	△ 17,467		
	保険財政共同安定化事業交付金	101,974,536	120,827,656	△ 18,853,120	保 険 事 業 費	51,868,570	50,379,318	1,489,252		
	計	136,177,166	141,881,519	△ 5,704,353	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	26,204,510	24,907,519	1,296,991		
繰 入 金	保険基盤安定(保険税軽減分)	29,510,775	29,913,900	△ 403,125	保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金	109,571,662	115,816,898	△ 6,245,236		
	保険基盤安定(保険者支援分)	7,349,763	6,899,155	450,608	そ の 他	0	0	0		
	小 計	36,860,538	36,813,055	47,483	計	135,776,172	140,724,417	△ 4,948,245		
	事務費	36,664,046	39,405,821	△ 2,741,775	保 険 事 業 費	2,638,900	3,127,531	△ 488,631		
	出産育児一時金	2,520,000	2,240,000	280,000	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	4,359,956	7,367,682	△ 3,007,726		
	財政安定化支援事業	12,269,000	15,431,000	△ 3,162,000	計	6,998,856	10,495,213	△ 3,496,357		
	その他	6,983,475	0	6,983,475						
計	95,297,059	93,889,876	1,407,183	そ の 他 の 支 出	25,137,391	9,199,657	15,937,734			
そ の 他 の 収 入	1,466,768	3,466,815	△ 2,000,047	小 計 (単 年 度 支 出)	1,192,503,777	1,163,752,269	28,751,508			
小 計 (単 年 度 収 入)	1,128,846,722	1,147,512,023	△ 18,665,301	単 年 度 収 支 差	△ 63,657,055	△ 16,240,246	△ 47,416,809			

基 金 等 繰 入 金	63,000,000	18,000,000	45,000,000	基 金 等 積 立 金	0	0	0
繰 越 金	2,674,441	914,687	1,759,754				
収 入 合 計	1,194,521,163	1,166,426,710	28,094,453	支 出 合 計	1,192,503,777	1,163,752,269	28,751,508
				収 支 差 引 残	2,017,386	2,674,441	△ 657,055